

明治期の小学校英語教授法研究(4)

—— 杵田與惣之助『英語教授法綱要』の翻刻と考察 ——

Matsuda Yosonosuke's *The Outline of English Language Teaching* (1909) :
A Rarity Used as Teaching Material at a Normal School (Part 4)

江利川 春 雄

ERIKAWA Haruo

(和歌山大学教育学部英語教室)

2012年10月5日受理

Abstract

This paper discusses the exceedingly rare teaching material, 『英語教授法綱要』(*The Outline of English Language Teaching*), handwritten and mimeographed in 1909 by MATSUDA Yosonosuke (1882~1960). Matsuda's handout, composed of eighty-four printed sheets, was distributed as a teaching guide to normal school students who learned English teaching methodology for elementary school pupils.

In this paper, the fourth one-fifth of his handwritten printed text is deciphered and quoted with annotations. The paper on the first, second, and third one-fifth were published in 2010, 2011, and 2012. Matsuda's teaching material is quite unique and valuable as the first historical, systematic and comprehensive study of English teaching for elementary schools.

1. はじめに

本稿は『和歌山大学教育学部紀要・人文科学』第60集(2010年2月)、同誌第61集(2011年2月)、および第62集(2012年2月)に続く第4報である。

本研究の意義・目的、^{まつだよそのすけ}杵田與惣之助(1882~1960)の人物像、および彼が執筆した『英語教授法綱要』(1909: 明治42年)の英語教育史的な価値等については、第1報を参照いただきたい。

『英語教授法綱要』(以下『綱要』と略記)は、杵田が愛媛県師範学校(愛媛大学教育学部の前身)の教諭時代に、授業資料として生徒に配布した手書き・謄写刷のプリント84葉(168ページ)を自家製本したもので、京都市の杵田家に1セットだけ残された類例のない資料である。

同資料の内容は後に大幅に増補改訂され、杵田が浜松第二中学校校長だった1928(昭和3)年に、菊判494ページの『英語教授法集成』(以下『集成』と略記)として謄写刷で自費出版されている。

小学校教員を養成した戦前の師範学校において、小学校英語教授法に関する授業内容はどのようなものであったのか。『英語教授法綱要』は明治末期における、そうした知られざる実態の一端を証言する貴重な歴史的資料である。

そのため小論では、原資料を忠実に翻刻し紹介することに主力を注ぎ、考察や註解は最小限にとどめる。

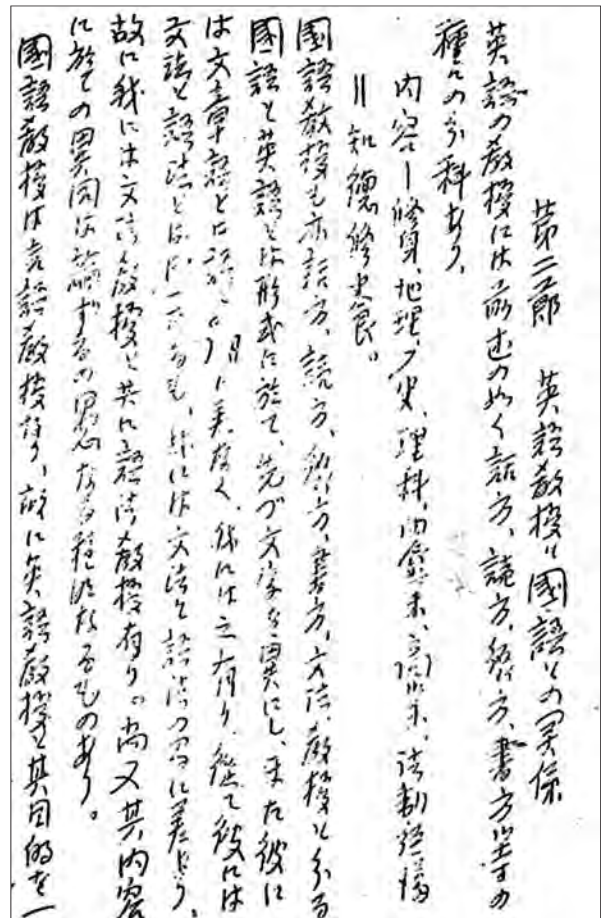


図1 『英語教授法綱要』第六章第二節より

2. 『英語教授法綱要』(1909)の翻刻と注解

『英語教授法綱要』の構成は以下の通りである。紙幅の関係で、この第4報での資料翻刻はゴチック体で示した第六章の第一節から第七節まで(全168ページ中の27ページ分)である。

序言

第一章 本邦に於ける英語の略史

第二章 本邦小学校英語科の略史

第三章 欧米の小学校に於ける外国語科

第四章 本邦小学校英語科の目的

第一節 近世外国語教授の一般的目的

第二節 本邦に於ける外国語教授の必要

第三節 本邦小学校英語科の目的

第五章 英語教授の方法

第一節 欧米に於ける近世外国語教授の諸方法

第一 読書法

第二節 本邦に於ける外国語教授の略史

読書法時代—文法時代—新式時代

第三節 英語科各分科の教授

第四節 英語教授法

第六章 英語教授と他教科との関係

第一節 緒論

第二節 英語教授と国語科との関係

第三節 英語教授と修身科との関係

第四節 英語教授と歴史科との関係

第五節 英語教授と地理科との関係

第六節 英語教授と理科との関係

第一 理化

第二 博物

第七節 英語教授と手工図画科との関係

第八節 英語教授と美術科及商業科との関係

第九節 英語教授と唱歌科との関係

第十節 附説

第七章 参考書(省略)

〔教案例〕

【凡例】

- 一、原本の旧漢字は原則として新漢字に改めたが、仮名遣いは原文のままとした。
- 一、難解な漢字には適宜ルビを施した。
- 一、句読点、改行は原文のままとしたが、段落冒頭は一字下げで統一した。
- 一、判読が困難な字句は□□で示し、前後から類推できるものは〔* * ?〕で示した。簡単な註は〔 〕で文中に示した。
- 一、見やすくするために、章と節のタイトルは強調文字に改め、前の章および節との間に余白を設けた。
- 一、原本は縦書きだが、翻刻では横書きとした。

英語教授法綱要

第六章 英語教授と他教科との関係

第一節 緒論

英語教授には、其の材料取扱上に二個の異なる方面あり、即ち一は材料の内容を主とするものにして、他は其の形式を主とするものなり。言語は内容と形式とに分る、ものにあらずして、内容と形式は言語の表裏二面なり、故に言語教授に於て、此の二個の取扱上の方面の一を取りて、全然他を排すべからざるものたるは勿論之は又到底不可能の事に属す、然れども言語教授は形式が主にして、内容はむしろ副なりといはざるべからず、言語教授は理科教授にあらず、修身教授にあらず、また歴史地理等の教授にあらざるなり、故に英語教授も亦言語の形式的方面を主として、其内容的方面を副とすべきものなり、然れども前述せる如く、言語は形式と内容と別にすべきものにあらざるを以て、一方を偏重する如きことあるべからず。

吾人は今や英語科及び英語教授の本領を明にしたれば、以下漸次他の学科教授との聯絡關係に説き入らんとす。

第二節 英語教授と国語との関係

英語の教授には前述の如く話方、読方、綴方、書方等の種々の分科あり、

内容——修身、地理、歴史、理科、農業、商業、法制経済＝知徳修養。

国語教授も亦話方、読方、綴方、書方、文法教授と分る

国語と英語とは形式に於て、先づ文字を異にし、また彼〔＝英語〕には文章語と口語との間に差なく、我〔＝国語〕には之有り、従て彼には文法と語法とは同一なるも、我には文法と語法との間に差あり、故に我には文法教授と共に語法教授有り。尚又其内容に於ての異同は論ずるの愚なる程明なるものあり。

国語教授は言語教授なり、故に英語教授と其目的を一にす。¹⁾

以上論ずる如くなるを以て、英語教授と国語教授との間には極めて密接の關係を有するものなることは自ら推さる、所なるが、吾人は是より稍詳細に兩者の關係を説かんとす。

一、発音アクトセント及びスペルリング

発音教授に於ては国語の発音と比較して、其異同を明示し、彼我の発音を混同せざらんことを努めざるべからず。

スペルリングの教授は先づ英語にして其の音の俣に我国に通用する語例へばペン、インキ等より教ゆべし

アクトセント教授も亦国語中にある同一の発音にしてアクトセントの異なるより、其の意味を異にするものより、

導きてアクセントの性質を了会せしめんこと必要なり。然る時は国語の然る時は国語の²⁾アクセントに対する観念を明瞭に意識せしむることを得て一挙兩得となる

二、読方

読方に二あり一は所謂リーディングにして、他は翻訳なり、英語は言文一致たれば、彼の読方は即ち話方なり、故にリーディングの教授に於ては、教師はよく此点を生徒に意識せしめ然る後国語の話方に於ける緩急、休止、抑揚、高低等より英語リーディングの其等を比較説明して授くることに注意せざるべからず、因みに〔?〕我国語教授に於ては、従来話方及び朗読につきて英語に於ける如き系統的の研究なかりき、従つて国語教授に於て此事に対する注意は殆んど全く看過〔=看過〕せられたるかの観あり、故に英語に於けるリーディングの教授はまた国語科に向て幾多の暗示を与ふるものなり。

読方の他の一方即ち訳読につきて少しく論ぜん、英語教授に訳読法を用ゐるの可否につきては、既に吾人の研究せる所なり、然して其は英語教授に欠くべからざる一分科たれば、此の訳読と国語教授と如何に関係し、又関係せしむべきかは、大に研究すべき値ある問題なり。³⁾

各国語の単語は夫に特有の意味を有し、最も近き二外国語を取り来るも、猶其の内包外延には出入りあるを免れず、英語と国語とも亦然り、故に訳読は極めて困難の事に属す、然れども最も近き訳語を見出すことは決して不可能の事にあらず、(又一単語は一単語にて訳せざるべからずてふ〔=という〕ことは勿論之無し)然れども英語教授に於ける訳読には更に一の困難あり、何ぞや、生徒の国語の知識はなり、生徒の国語の知識は、最も近しとして選定せる訳語を解するや否や疑問なり、故に訳語は先づ生徒の国語科の知識を考へ、其か範囲内に於て最も近きものを採用せざるべからざる事となる、故に英語教授に於ては常に生徒の国語の知識を省みざるべからず、然れども前述せる如く、訳語の最も近きものすら猶彼の此国語の間に限らば最も適当なる訳語を授ること能はざる事あり、かくの如くんば訳は益々彼の語の意味を遠かる事となる、これ望ましき事あらず、故に止むを得ざる場合には生徒の知識外の国語を以て訳せざるべからず、此の如き場合に於ては英語教授は国語教授の予備的補助をなすものなり、而して前の場合の如きは之に対して国語教授の応用的復習の補助となるものなり、尚前述せるリーディングの教授も国語教授の予備となり、また応用となり、復習となる点に於て訳読の場合と等しき関係を有す。

英語には普通の文章あり、美文あり、韻文あり、また俗語あり、雅語あり、又時代によりて其文体自ら異なり、此等に対して最も近き訳語を求めんとせば、国語の普通の文章、美文、韻文、俗語、雅語、時代時代

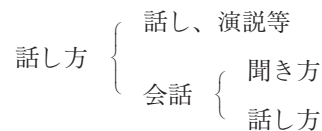
の文を以て訳せざるべからざることゝなる、元より此の如きは博学なる教師にして為し得る所なれば、一般に望み難き所なり、然れども苟も英語を教授せんとするものは^(=できるだけ)可及的此の要求に^{ちかづ}近くの覚悟なかるべからず、而して此を実際に行ふには先輩の筆になる訳文訳語につきて充分の注意を払はざるべからず、訳語選択の困難なる余り国語に無き新熟語作る如きは実に国語を^{ゆるが}忽せにするものにして国語を破るものなり。

尚訳読の際我国語の文法を無視して一種世間に通用せざる文章を作りて得たりとするが如きは甚だ^{にく}悪むべき事なり、国文法と英文法の比較は訳読の時に怠るべからず。

前述せる如く読方教授は国語科の予備となり、応用となり、又国語科も英語教授の予備となり、復習応用となるものなれば、英語教授とは其の聯絡関係を忘るべからず、

三、話方

話方は分つて



となす、然れども大体に於て話方は發表的方面のみなり、此等は文法によりて支配せらるべきものなり⁴⁾、故に此等の教授に於ては英文法と日本文法の異同及び両者の特徴につきて注意し、互に予備となり、応用となる様に心懸けざるべからず。

会話及び演説等の材料は国語科中のものを採用すること必要なり

四、綴方

綴方は別して二つあり、一は生徒の思想感情の自由の發表にして所謂自由作文なり、他は国語国文の英訳にして所謂和文英訳なり

自由作文に於て若し題を定めて綴らしむる時には国語中より材料を取る時は国語科との聯絡上極めて都合よし、

和文英訳に用ゐる国語国文は生徒既修の知識にて充分に会し得るものにして、正しき国語、国文ならざるべからざるは勿論なるが、時には国語読本中に材料を取り、又は国語科の作文に於て生徒の作りしものを英訳せしむることも聯絡上大に有効なる方法なり、

自由作文及和文英訳は共に英文法によりて支配せらるべきものなり、故に此等の教授に於ては英文法と国文法との異同を比較して、各々の特徴を明にせざるべからず。

自由作文及び和文英訳に国語科の材料を採用し、又文法の教授に国文法と比較することは、英語教授と国

語教授が互に予備となり、又応用となるものなれば英語教授は国語教授と聯絡を保たざるべからざるは理の明なる所なり。

以上吾人は英語教授と国語教授の聯絡を説けるが更に又英語科の材料の内容と国語科の材料の内容との間にも互に予備たり、又応用たる關係を有するもの少からず、故に此の方面にも聯絡を忘るべからず。

要するに英語教授と国語教授は互に密接の關係あるものなれば充分に互に他と聯絡して相補ひ相助くべきものなり。

第三節 英語教授と修身科との關係

吾人は今英語教授と修身科との聯絡關係につきて論ずるに先ち、□か英語教授に用ひる内容的材料につきて論じ置くの必要なるを見る。

英語科に用ゐる材料は自国のものを取るか、又英国のもの米国のものを取るか、此の問題は既に論ぜられたる問題にして、大体に於て英国米国のものを取ることに諸説一致せざるが如し 然らば英米国の材料中更に如何なる種類のものを探るべきか、こは英語学習の目的によりて自ら決せらるゝものにして、英語科学習の価値が前述せる所にありとすれば吾人は英語教授の材料は吾人の活動の諸方面を網羅せざるべからずと信ず、即ち道徳的活動の方面の材料、知識的活動の方面の材料、政治的活動の方面の材料及び經濟的活動の方面の材料、即ち修身、地理、理化、博物、数学、農業、商業、工業、美術、音楽等の材料を網羅せざるべからず、若し然らざる時は英語学習の實質的利益は充分に取得すること不可能となる。

修身科は道徳的品性の涵養を努むるものなり、正邪善悪を正当に判断し、正善を愛し、邪悪を惡み、正善を行ひ又此に趣かんとする内部の性質を陶冶して此の目的をよく実行せしむるべく導くものなり、各国には各国の特徴あり制度□文物を異にす、故に各国は各自国の道徳を發揮する様力めざるべからず、從て修身科に於ても各国各々其国の道徳の發揮に力を致さざるべからず然れどもまた外国の道徳を取りて我の欠を補ふことを怠るべからず、今英語の本国たる英国を見るに其の道徳に於て我の採りて以て他山の石となすべきもの少からざるを信ず故に我が修身科には彼の長を取るに怠ること能はず、然る所、英語科の材料中には修身的材料を取るべきものなり、然れば乃英語科中の修身的材料は修身科教授の予備となり、復習となり、又応用となる故に英語教授に於てはよく修身科と聯絡することを忘るべからず。

以上論ぜる所は主として修身教授の徳目と英語教授

との聯絡關係に属せり、今又更に修身教授の實質的材料たる例話、訓辭につきて論ぜんとす。

徳目に於て外国のものを採るの必要あると同一の理由によりて、例話及び訓辭に於ても外国のものを採るの必要あり故に英語教授に表〔?〕はるゝ例話及び訓辭はまた修身科教授の予備となり、又復習応用となる。

尚修身科には日常の儀礼、作法を教授せざるべからず、而して此等は言語挙動の二となる、此等は国々によりて異なるものなれば先づ我国の儀礼作法を教授すべきは勿論なれども、今日の如く外人との交際の漸く頻繁ならんとする秋に於ては、彼国の作法禮儀を教授することは、彼我の思想感情の融和の為に極めて必要なることなり、此の点に於ても英語科の教授は修身科と互に予備となり、復習となり、又応用となる。

更に考ふべきは英語中に存する彼等の思想感情の特徴と修身科との關係なり、英国人は独立自當を尊び、自由を愛し、平等を好み、実用を重んじ公徳心に富み、然かも其の氣質は胆汁質^①なりと称せらる、此等の特質は彼等の文学、歴史、美術等となりて英語中に存立するは勿論尚言語の形式としても表はれあり、即ち其の綴字の平民的なると、其の言語に階級的敬語的なるもの殆んど無き^②と、其文法の自由なるとに於て表はれあり、又英国人は基督教の国民なり、彼等の文学は基督教の分子を含まざるもの稀なり、外国語を学は其国の思想感情を学ぶものなりとせば、英語教授は自ら此等の彼国民の思想感情を教ふること、なる、(是れ英語にあらはるゝ思想感情は前述のものに限らず)故に英語教授に於ては其英語中にある彼等の思想感情が我国情と如何なる關係を有するかを考へ、取捨□しきを得ざるべからず、この般の注意はまた風俗習慣等の材料につきても同様に必要とす、今日の外国語を学習せるものが時に生意氣〔?〕と嘲られ、ハイカラと笑はるゝは此の般の注意聯絡の不足に基くこと大なるべきを信ず、

前述せる如く、語学は新世界を発見するものなり、故に英語教授は英国及び米国でふ新世界を発見するものなり從て英語を学習することは生徒の人類に対する觀念を拡張するものにして、自ら人道教育に資するものなり、故にまた修身科と關聯す。

最後に論ずべきは英語教授其物が一種の(修身)訓練なることは是なり、外国語の学習は極めて困難なる事業にして、此が学習を全ふするには大なる勇氣と大なる忍耐と、大なる努力と周密なる注意とを要す、而して此等の諸徳は茲に其の発動の機会を発見し、又茲に養成せらるゝの機会を見出すものなり、故に此点に於て亦修身科とは密接の關係を有す。

第四節 英語教授と歴史科との關係

歴史の一般的教育的価値は(一)歴史は人に過去の出来事人間の功績を教へて其眼界を広くするものなれば、

歴史の学習は人間に関する見識を拓め、偏狭固陋なることを免ぜしむ、即ち歴史は人道の教育者なり、(二)歴史は社会の状態を教ふるものなり、(三)歴史は善悪正邪の闘争の跡なり、故に勧善懲悪の上に吾人の行為に教訓を与ふるものなり、(森岡常蔵氏に依る)故に英語科の実質的方面の利益の取得に欠くべからざるものなり、従て英語教授の材料として採用せられたる歴史的材料につきては可及的歴史科と連絡し、互に予備となり復習となり、又応用となる様に心懸けざるべからず、尚歴史家との関係は、歴史が文学作品〔?〕に結合してあらはるゝ事とす、歴史上の事実が文学として現るゝこと及び文学の材料となることは、皆人の知る所にして、従て文学を解するに歴史を知らざるべからず、又歴史を解するにも文学を知らざるべからず此点に於ても英語教授と歴史教授は離る可からざる関係を有す、然るに従来の英語教授を見るに英語の内に出て来る歴史的人物、年代、地名等を単に一の固有名詞なりとの説明を以て訳し来り、又講じ去り、甚だしきは其材料の史的文学なるにも拘はらず何等の史的説明を与ふることなく、又発問せんとせざるを常とせり、更に甚だしきに至りては生徒が史的説明を求むるに對して其の学問以外なりてふ奇異の回答を与ふるものすらありき、此の如きは実に英語科の実質的利益を度外視するものといはざるべからず、吾人は英語教授と歴史科との連絡として、会話作文の材料を生徒の歴史の知識内に取ることを有効なるものと信ず。

尚歴史科か人道教育者なると等しく、英語科も人道教育者なり、歴史科が愛国心の養成者たると等しく、英語科も愛国心の養成者なり、故に此点つきても両者は共同□□□性質を有す。

形式的陶冶上の連絡も理想としては望ましきことなり。

第五節 英語教授と地理科との関係

地理は地球及び国土を知らしむるものなり、歴史上の事実は地球上の出来事なり、故に地理と歴史は相関連して離るべからず、地理は又自然界と人事界とを論ずるものなれば理科と離るべからざる関係を有す、地理が日常生活の事項と関係あることは勿論なり。

地理科の性質此の如し、今顧みて英語科の実質的目的と対照するに、其関係や極めて密、吾人は茲に其の関係を説明するの愚を了するものなり、故に英語教授には地理の材料を必要とするとも亦火を見るよりも明なり、交際の習俗は地理の知識と言語の知識によりて完全に知るを得、商業は物産の知識と言語の知識によりて行はる、新聞哉雑誌は彼の地名風俗習慣の知識ありて真生の意味に於ける読方を得らる、故に英語教授に於ては地理と互に予備となり、応用となりて相補ひ相助くる事に注意せざるべからず。

地理科も亦歴史科と等しく人道教育者たり、愛国心

養成者たり、此点に於て英語科との関係亦前述の如し。形式的陶冶上の連絡も理想として望む。

作文会話の材料に地理科の材料を取り来ることも妙ならん。

第六節 英語教授と理科との関係

第一、理化

理化学は形式的には観察を緻密にし、論理的頭脳を作るにあり、即ち因果の関係を明にし、帰納的思考の練習をなすに適す、実質的方面より見れば自然界の現象を説明して、迷信を除き、自然界を利用して吾人の生を厚くするに用ゐる。

英語教授の実質的目的を達するには、此科の材料を採用すべきことは理の当に然る所なり、而して英語中に現はる理化学的材料につきては其種類により、理化科と相互に予備となり復習となり又応用となる様連絡を取らざるべからず。

尚文芸と理化とも亦或程度までは共に歩調を進むることを得、又要するものなれば、此点に於ても理化科と英語科教授は連絡を保たざるべからず。

終に、英語科の形式的利益と理化科の形式的利益との間に存する一致点につきても教授者は注意を怠るべからず。

第二、博物

博物科の材料は又英語科教授の好材料たり、何となれば博物科は動物植物及び鉱物等の性質と其の利用の道とを知らしめ、尚人身生理の知識によりて衛生上の心得を与へ、生物進化の理によりて吾人人類位置を明にするものなればなり、前述せる如く地理科は博物科と連絡して其の教授の目的を全くすることを得、而して地理科は英語教授と不可離の間にあり、此の点よりするも英語教授と博物教授とは連絡なしといふべからず、

博物は又文芸と相関係す、英語読本の初歩のものが如何に多くの博物的材料を取りて文芸化しつゝ、あるかは何人も真に知るを得る所なり。

殊に近時外国語の教授法の一新法として称せらるゝ、自然法が直感教授を重ずることを思ふも、亦英語教授と博物科との連絡を忽にすべからざるを知る。

以上論ずる所の英語科と博物科との関係に於ては英語教授は其中の博物的材料の教授によりて博物教授の予備となり又復習応用となる、而して博物科より見るも亦英語教授は其の予備となり応用となるものなり。

更に博物科の形式的方面の価値を見るに其観察を緻密にするより生徒の注意力を大にし、又其の科の系統的的材料なるより推理を養ひ、自然界に接するより趣味を養ひ、想像力を進むるの点に於て、英語科の形式的目的と一致するもの少からず、更にいへば生活の共存てふ事実より受くる道徳的情操は英語科の人道教育に資する所と関係なしといふべからず。

英語科と博物科との関係如此、故に英作文会話等に博物上の材料を採用する時は聯絡上大に得る所あるべし。

英語教授と農業との聯絡は、其と博物科との聯絡と大差なし。

3. 考察

第六章の「英語教授と他教科との関係」は、『英語教授法綱要』のなかでも特にユニークな章であり、柰田與惣之助の英語教授法研究の真骨頂でもある。そのことは、柰田が後の『英語教授法集成』(1928)の第八章でも同じタイトルでこの問題を扱っていることから明らかである。

柰田は、英語教材には各教科の要素が含まれるべきであり、そうした材料が他教科教授の「予備となり、復習となり、又応用となる故に」英語教授においては他教科と連絡するのであると繰り返し述べている。

柰田が英語科と諸教科との関係をこれほど深く論じた理由は、彼の英語教授法の講義対象が、小学校教員を養成する師範学校の生徒たちだったからである。師範学校の卒業生は、小学校の本科正教員(訓導)として、修身や算数などの全教科を担当したために、さまざまな教科の内容を相互に関連づけて指導することが求められていた。その点では、教科担当制である中学校以上の教員とは本質的に異なっていたのである。

その意味では、2011年度から必修化された小学校外国語活動の指導法を考える上でも、示唆するものは大きい。現在の小学校でもまた、その是非はともかくとして、諸教科を教える学級担任が外国語活動を指導することを求められているからである。

なお、『集成』で扱われているのは、国語、修身、歴史、地理、理科、算術及び商業科、唱歌の各科と英語科との関係であり、『綱要』にあった「英語教授と手工図画科との関係」は割愛されている。また、他教科との関係を扱う意義については、『集成』では「必ずや他の諸学科と連結を保って行く必要がある。然らざれば、英語科の進歩を鈍くするのみならず、往々にして害を自家の上に、又他家の上に来す憂がある」(p.433)と、一段と踏み込んで述べている。

註解

1) 「国語教授は言語教授なり、故に英語教授と其目的を一にす」とする考えは先駆的である。日本において国語教育と外国語教育を統一して「言語教育」として扱うべきだという主張が本格化したのは1960年代末である。その象徴が、野地潤家・垣田直己ほか編による「言語教育学叢書」第1期6巻の刊行(文化評論出版、1967年)である。

近年では、教育学者の佐藤学が「国語と英語は『言語』という同じ教科にすべきだと思っていま

す」(ラボ教育センター編、2011、p.140)という主張をしている。言語学者の大津由紀雄も同様の見解である。

2) この原文は、2ページにまたがったためか、「然る時は国語の」が2度繰り返されているが、不要である。

3) 英語科における訳読と国語科との関係についての柰田の考察は興味深い。1900(明治33)年改正の小学校令施行規則によれば、以下のように「正しき国語を以て訳解せしめんこと」が定められていた。

「英語は簡易なる会話を為し、又近易なる文章を理解するを得しめ、処世に資するを以て要旨とす。／英語は発音より始め、進みて単語、短句及近易なる文章の読み方、書き方、綴方並に話し方を授くべし。／英語の文章は純正なるものを選び、其の事項は児童の智識程度に伴ひ、趣味に富むものたるべし。／英語を授くるには常に実用を主とし、又発音に注意し、正しき国語を以て訳解せしめんことを努むべし。」

この「正しき国語」には、当時推進されていた方言撲滅による標準語化運動が反映していたと思われる。

なお、2013年度から実施される高等学校の学習指導要領(外国語編)では、「授業は英語で行うことを基本とする」とし、同「解説」では「訳読によらず」として、訳読を排除する方向を打ち出した。この方針の誤りについては、江利川(2009)、寺島(2009)を参照されたい。また、英語科における訳読の存在意義については、「外国語としての英語」(EFL)の教授法の観点から再考が必要であろう。この方面の近年の労作としては、たとえば、巨理陽一(2011)、クック(2012)などがある。

4) 「話方は発表的方面のみなり、此等は文法によりて支配せらるべきものなり」とする指摘は、今日的な示唆に富んでいる。2002年度から実施された中学校学習指導要領では、「聞くこと、話すことを中心とした実践的コミュニケーション能力」の獲得のためには文法が必要であるとの記述はなく、文法の指導方針そのものもまったくないという驚くべきものだった。いわば「話方は発表的方面のみ」にて可能だとの立場だったのである。しかし、この誤った方針は2012年度実施の学習指導要領では是正され、「文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること」との一文が不十分ながら加えられた。

5) 「胆汁質」とは古代医学の大成者ヒポクラテスの体液説に基づく気質の4分類のひとつで、激情的で怒りっぽく攻撃的な気質をいう。

- 6) 内村鑑三は『外国語之研究』(1899)で、英語を「平民的言語」と述べている。

主要参考文献

内村鑑三(1899)『外国語之研究』警醒社書店

江利川春雄(2006)『近代日本の英語科教育史：職業系諸学校による英語教育の大衆化過程』東信堂

江利川春雄(2008)『日本人は英語をどう学んできたか：英語教育の社会文化史』研究社

江利川春雄(2009)『英語教育のポリティクス：競争から協同へ』三友社出版

江利川春雄(2010)「明治期の小学校英語教授法研究(1)：柰田與惣之助『英語教授法綱要』の翻刻と考察」『和歌山大学教育学部紀要・人文科学』第60集

江利川春雄(2011)「明治期の小学校英語教授法研究(2)：柰田與惣之助『英語教授法綱要』の翻刻と考察」上記紀要第61集

江利川春雄(2012)「明治期の小学校英語教授法研究(3)：柰田與惣之助『英語教授法綱要』の翻刻と考察」上記紀要第62集

大村喜吉・高梨健吉・出来成訓編(1980)『英語教育史資料』(全5巻)、東京法令出版

岡倉由三郎(1911)『英語教育』博文館

クック,ガイ(著), 斎藤兆史(監修), 北和丈(翻訳)(2012)『英語教育と「訳」の効用』研究社

寺島隆吉(2009)『英語教育が亡びるとき：「英語で授業」のイデオロギー』明石書店

柰田與惣之助(1909)「余が英語教授に於ける経験の一端」『英語教授』第2巻第5号

柰田與惣之助(1928)『英語教授法集成』私家版

松村幹男(1997)『明治期英語教育研究』辞游社

ラボ教育センター編(2011)『佐藤学 内田伸子 大津由紀雄が語る ことばの学び、英語の学び』ラボ教育センター

巨理陽一(2011)「外国語としての英語の教育における使用言語のバランスに関する批判的考察：授業を「英語で行うことを基本とする」のは学習者にとって有益か」『教育学の研究と実践』第6号、北海道教育学会